

こもんそ商品券の 使用期限に注意

こもんそ商品券の使用期限は、令和6年1月31日です。

使用期限を過ぎた商品券は無効となりますので、期限内でのお買い物をお願いいたします。

※商品券の払い戻しはできませんので、お手元に残ることがないように、ご注意ください。

◎問い合わせ先…垂水市商工会
☎0994-32-0225

30・10運動の実施を 心掛けてみましょう

鹿児島県では、食品ロスの削減に向けた取り組みの一つとして、宴会等での「30・10（さんまる・いちまる）運動」を推奨しています。

○乾杯前後は、「最初の『30分間』は、周りの人と歓談しながら、席を移動せずに料理を楽しみましょう」

○お開き前は、「最後の『10分間』は、自分の席に戻って料理を食べきりましょう」

◎問い合わせ先
県庁 廃棄物・リサイクル対策課
☎099-286-2594

鹿児島県土砂災害警戒区域 等マップのスマートフォン 版を公開しました

鹿児島県は、鹿児島県土砂災害警戒区域等マップのスマートフォン版を公開しています。

スマートフォン版では見やすさや操作性が向上しているほか、現在地点タムを使つて、今いる場所の土砂災害警戒区域等を簡単に確認することができます。

土砂災害から身を守るために、「1日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けてみましょう。



▲詳しくはHPから

◎問い合わせ先

県庁 砂防課
☎099-286-3616

在留外国人と地域住民との 交流を促進する取組等を支 援します！（3次募集）

鹿児島県では、在留外国人が住みやすく、また、在留外国人と地域住民の交流を促進する取り組みを行う

これは、 垂水市職員採用の ポスターです。

垂水市職員採用試験《2次募集》

- 試験区分 **土木技師 / 保健師**
- 受付期間 令和5年12月1日(金)～12月22日(金)
- ※ 詳細は垂水市HPでご確認ください。(上のQRコードから読み込み)
- 問い合わせ 垂水市役所総務課人事行政係 ☎0994-32-1124

保健・福祉

令和5年度「北朝鮮人権 侵害問題啓発週間」

平成18年6月、国民の間に広く拉致問題やその他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、同法第4条で、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

鹿児島県においては、県民の関心と認識を深めるため、ラジオ、県政から版などの広報媒体や写真パネル展の開催等により、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」について広く周知、啓発を行う予定です。

垂水市においても、法務局から送付される予定の、拉致問題啓発ポスターを市内の公的機関の掲示板に掲出して、市民に広く周知、啓発を行うこととしています。



▲詳しくはHPから

◎問い合わせ先

福祉課 地域福祉係 ☎内線126

事業へ補助を行います。

初めての取り組みや、これまでの取組を継続して行う場合も補助の対象になります。地域の在留外国人との交流等に活用してみませんか。

■対象団体

自治会（地縁による団体）、特定非営利活動法人、各国友好団体等

※本事業1次募集および2次募集で採択された団体は対象外です。

■申し込み方法

応募書類を電子メールまたは郵送で県庁国際交流課に提出

※応募書等は、県ホームページよりダウンロードしてください。

※予算がなくなり次第、募集を終了します。

■申し込み期限 12月15日(金)



▲メールはこちら



▲詳しくはHPから

◎問い合わせ先

県庁 国際交流課
☎099-286-2303